

三朝町基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

三朝町長

三朝町条例第20号

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9条）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 三朝町 財政調整 積立基金	年度間における 財源の調整を図り、 もって町財政の健 全な運営に資する こと。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て	(1) 経済事情の変 動等により財源が 著しく不足する場 合において当該不 足額を埋めるため の財源に充てると き。 (2) 災害により生 じた経費の財源又 は災害により生じ た減収を埋めるた

				<p>めの財源に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</p>
2 三朝町 減債基金	町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<p>(1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 町債の償還額</p>

				<p>が他の年度に比して著しく多額となる年度において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 地方税の減収補てんのため特別に発行を許可された町債又は財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。</p>	
3	三朝町 庁舎その他町の公共施設 営繕基金	庁舎その他町の公共用施設の計画的かつ安定的な整備及び営繕に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
4	三朝町 情報通信設備管理基金	情報通信設備の整備及び維持管理に必要な財源を確保し、町民の安定した情報通信環境の構築に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	情報通信設備の整備及び維持管理の財源に充てるとき。

<p>5 電源立 地地域対 策交付金 基金</p>	<p>三朝町における 次に掲げる措置又 は事業の推進に資 める額</p> <p>三朝町における 次に掲げる措置又 は事業の推進に資 める額</p> <p>（１） 地域振興計 画作成等措置</p> <p>（２） 公共用施設 の整備維持補修 及び維持運営等 事業</p> <p>（３） 次に掲げる 地域活性化事業</p> <p>ア 地場産業振 興支援事業</p> <p>イ 地域資源利 用魅力向上事 業</p> <p>ウ 福祉サービ ス提供事業</p> <p>エ 環境維保 全・向上事業</p> <p>オ 生活利便性 向上事業</p> <p>カ 人材育成事 業</p> <p>（４） 企業導入、産 業活性化措置</p> <p>（５） 福祉対策措 置</p> <p>（６） 企業立地資 金貸付事業</p>	<p>一般会計歳入 歳出予算に定 める額</p> <p>一般会計歳入 歳出予算に定 める額</p>	<p>一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て</p> <p>一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て</p>	<p>第2欄に掲げる措置 又は事業の財源に充 てるとき。</p> <p>第2欄に掲げる措置 又は事業の財源に充 てるとき。</p>
---------------------------------------	---	---	---	---

	(7) 給付金加算 等措置			
6 三朝町 社会福祉 基金	町民の福祉を増進し、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことに資すること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して 該基金に積立て	町民の福祉を増進するための事業の財源に充てるとき。
7 三朝町 営墓地運 営基金	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して 該基金に積立て	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。
8 三朝町 農山村ふ るさと基 金	三朝町における農山村地域の活性化のための事業の安定的な推進に資すること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して 該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
9 三朝町 中山間ふ るさと農 村活性化 基金	地域住民が共同して行う農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動等を推進し、もって農村の活性化を図ること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
10 三朝町 地域活力 創出推進 基金	三朝町の恵まれた資源を生かして、地域の活性化、人材育成、産業創出等を	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して 該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	推進し、もって雇用創出を図ること。			
11 三朝町 観光振興 基金	三朝町における観光施設の整備等及び三朝町の観光振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
12 三朝町 ふるさと 応援基金	三朝町における、粋な教育で次代を担うみささっ子が育つ学校づくり事業の推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
13 三朝町 営住宅基 金	町営住宅の整備、管理等を行い、居住の安定を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 町営住宅又は共同施設の建設に要する経費の財源に充てるとき。 (2) 町営住宅又は共同施設の修繕又は改良に要する経費の財源に充てるとき。 (3) 町債（譲渡した町営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの改良に要する経費に充てるため起こしたものに限り。）の繰上償還に要する財源に充てるとき。

14	三朝町 集落排水 処理事業 推進基金	三朝町における 集落排水処理事業 の円滑な運営と安 定的経営に資する こと。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て	(1) 集落排水処理 事業の安定的経営 を図るため、借入 金の償還財源に充 てるとき。 (2) 償還期限を繰 上げて行う借入金 の償還財源に充て るとき。 (3) 集落排水処理 事業の推進を図る ために必要な経費 に充てるとき。
15	三朝町 国民健康 保険財政 調整基金	年度間における 財源の調整を図り、 もって三朝町国民 健康保険財政の健 全な運営に資する こと。	三朝町国民健 康保険事業特 別会計歳入歳 出予算に定め る額	三朝町国民健康保 険事業特別会計歳 入歳出予算に計上 して当該基金に積 立て	国民健康保険事業の 運営上必要があると 認めるとき。
16	三朝町 介護保険 財政調整 基金	年度間における 財源の調整を図り、 もって三朝町介護 保険財政の健全な 運営に資すること。	三朝町介護保 険事業特別会 計歳入歳出予 算に定める額	三朝町介護保険事 業特別会計歳入歳 出予算に計上して 当該基金に積立て	介護保険事業の運営 上必要があると認め るとき。
17	三朝町 簡易水道 施設等改 修基金	簡易水道施設等 の維持管理を円滑 に行うこと。	簡易水道事業 特別会計歳入 歳出予算に定 める額	簡易水道事業特別 会計歳入歳出予算 に計上して当該基 金に積立て	簡易水道施設等の改 修事業に要する経費 の財源に充てると き。

18 三朝町 温泉配湯 事業財政 調整基金	三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資すること。	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
19 三朝町 下水道事 業財政調 整基金	三朝町下水道事業の安定的経営に資すること。	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町下水道事業特別会計予算に計上して当該基金に積立て	(1) 下水道施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
20 三朝町 財産区財 政調整基	各財産区の年度間における財源の調整を図り、もって	三朝町財産区特別会計の各財産区勘定歳	三朝町財産区特別会計歳入歳出予算に計上して当該基	各財産区勘定の運営上必要があると認めるとき。

金	三朝町財産区財政入歳出予算に	金に積立て	
	の健全な運営に資	定める額	
	すること。		

(備考)

- (1) 5の第4欄に定める積立ては、5の第2欄に定める措置又は事業ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 5の第5欄に定める処分は、(1)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。この場合において、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。